

ニセコ町都市計画審議会条例の一部を改正する条例

ニセコ町都市計画審議会条例（平成20年ニセコ町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第2項第3号中「若干人」を「2人以内」に改め、同条を第2条とする。

第4条の見出し中「及び専門委員」を削り、同条第1項中「臨時委員若干人を」を「臨時の委員を」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「及び専門委員」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「終了したとき、専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解任される」を「終了したときは、解職する」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第6条 審議会は、町長の諮問に応じ都市計画に関する諸般の事項を調査審議し、これらに関し町長に答申する。

2 審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

第8条中「町長が」を「規則で」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（専門部会）

第8条 審議会に、専門部会を置く。

2 専門部会は、審議会の求めに応じて、次の各号に定める事項について調査及び審議を行うものとする。ただし、第1号の規定に基づく事前景観調査報告書が提出されない場合は、調査及び審議を行わないものとする。

（1） ニセコ町景観条例（平成16年条例第14号。以下「条例」という。）第28条の2の規定による事前意見交換会結果報告書及び条例第29条の規定による事前景観調査報告書の内容の審査

（2） 条例第14条の規定による景観協定の認定

（3） 条例第22条の規定による重要景観等の指定

（4） 条例第30条の規定による住民説明会の再開催の必要性の可否

（5） その他審議会から求められた事項

3 専門部会の運営に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

改正の理由

ニセコ町では、美しい景観を将来にわたって維持していくために、2004年に「景観条例」を制定。それ以来、大規模な建築や開発の計画があったときには、住民説明会などによって、事業者と地域のみなさんとの相互理解を深めながら、景観づくりを行ってきた。

しかし近年、今までになかったような大規模な開発など、複雑化した建築や開発の計画が増えており、現状の条例や規制だけでは、これらの事業に対応することが難しくなってきたため、令和6年（2024年）4月には景観形成の目標や方針、基準などを定め、配慮事項をとりまとめたニセコ町建築ガイドラインを策定した。

次のステップとして、開発事業の審査基準を建築ガイドラインに記載された景観・雪処理に係る配慮事項とすることや基本構想段階で行う事前意見交換会の義務化、専門部会の設置などを行うために、条例を一部改正する。

ニセコ町まちづくり基本条例第54条の規定による町民参加等

令和6年10月23日開催の第27回ニセコ町都市計画審議会において、改正案を提示・説明し、了承を得ている。

令和7年2月1日から2月14日までニセコ町ホームページ、役場都市建設課、役場掲示板にて改正案を縦覧し意見聴取した。（意見8件）